

○水道料金の減額に関する取扱要綱

平成5年4月16日

企業管理規程第4号

改正 平成6年4月20日企管規程第2号

平成10年3月31日企管規程第7号

平成26年1月9日企管規程第3号

令和2年3月31日企管規程第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白岡市給水条例（平成10年白岡町条例第9号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、水道料金の減額を行うための認定基準を定めるものとする。

(地下漏水の場合の減額)

第2条 地下漏水の場合は、水道使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）が次の各号に掲げる要件をすべて満たしている場合にこれを減額することができる。

- (1) 使用者等（官公庁、事業所等を除く。）が、善良なる注意と管理をもってしても発見できなかった自然経過的な漏水であること。
- (2) 無届工事又は違反工事の部分から生じた漏水でないこと。
- (3) 漏水発見後、適正な修繕が行われていること。
- (4) 同一の給水装置設置場所において、漏水発見日の属する月前1年以内に減額措置を受けたことがないこと。
- (5) 漏水発見日の属する月前における水道料金が完納されていること。
- (6) 漏水を含む計量水量が、平均使用水量を超えていること。

(火災の場合の減額)

第3条 火災により漏水した場合又は火災による消火のために水を使用した場合は、使用者等が自ら使用したかどうかにかかわらず、申請によりこれを減額することができる。

(対象期間)

第4条 減額することができる期間は、連続する2月又は2調定を超えな

い期間とする。

(減額水量の計算)

第5条 地下漏水の場合は、計量水量から漏水水量に2分の1を乗じた水量を差し引いた水量を減額後の水量とする。

2 火災の場合は、平均使用水量を減額後の水量とする。

3 減額後の水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、1立方メートル未満の端数を切り捨てるものとする。

(水道料金の算定)

第6条 減額措置が決定された場合の水道料金は、減額後の水量に基づき、条例第25条に定める料金計算により算出した額とする。

(申請の手続)

第7条 水道料金の減額措置を受けようとする使用者等は、様式第1号の水道料金減額申請書に様式第2号の漏水修繕工事証明書又は罹災証明書を添付して速やかに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に申請しなければならない。

(令2企管規程1・一部改正)

(認定又は却下の通知)

第8条 管理者は、前条の申請を受理したときは、調査のうえ、様式第3号の水道料金減額可否決定通知書により申請者に通知するものとする。

(令2企管規程1・一部改正)

(その他の減額措置)

第9条 この要綱によらない減額措置については、管理者がその都度この要綱に準じて行うものとする。

(令2企管規程1・一部改正)

附 則

1 この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、既に受理された申請又は軽減の可否決定は、この要綱に基づく申請又は軽減の可否決定とみなす。

附 則 (平成6年4月20日企管規程第2号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の白岡町水道事業会計規程及び水道料金の軽減に関する取扱要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成10年3月31日企管規程第7号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月9日企管規程第3号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日企管規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

水道料金減額申請書

年 月 日

(宛先)白岡市長

住所
氏名
TEL

下記のとおり水道料金の減額を受けたいので、水道料金の減額に関する取扱要綱第7条の規定により申請します。

記

使用者番号	
給水装置設置場所	白岡市
使用者等の氏名	
申請対象月分	年 月 月分 m^3
申請理由	1 地下漏水 2 火災

様式第2号(第7条関係)

漏 水 修 繕 工 事 証 明 書

年 月 日

(宛先)白岡市長

白岡市指定給水装置工事事業者
氏名



下記のとおり漏水修繕工事が完了したことを証明します。

記

- 1 給水装置設置場所 白岡市
- 2 使用者等の氏名
- 3 修繕工事受付日 年 月 日
- 4 修繕工事完了日 年 月 日
- 5 修繕内容(修繕箇所を明示した2次側平面図)

様式第3号(第8条関係)

水道料金減額可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付で申請のあった水道料金の減額について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 認 定

申 請 月 分	年 月 月分
計 量 水 量	m ³
減額後の水量及び料金	m ³ 円

2 却下の理由

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

(令 2 企管規程 1 ・ 一部改正)